

仕事に
ブランクがあり、
なかなか就職
できない方

新卒で就職が
決まって
いない方

パート
あるいはおやめに
なった方

専業主婦で
再就職を
考えている方

転職を
考えている方

など

「働きたい、起業したい」という意欲がある方で、講座開始日時点で次の1から4までのいずれにも該当する方

1. 公共職業安定所に求職申込みを行っている方。
2. 現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適切であると判断され、キャリア・コンサルティングを経て公共職業安定所長による受講勧奨を受けた方。
3. 訓練を受けるために必要な能力等を有する方。
4. 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない方。

当訓練を受講する方は、一定の要件を満たせば「訓練・生活支援給付金」(月額10万~12万円)の支給を受けることが出来ます。詳しくはハローワークにお問い合わせ下さい。



講座の内容は

子育てを取り巻く知識と実技をわかりやすく指導!!

学科 175時間

- ・子どもを育む環境
- ・子どもと地域社会
- ・子どもと住環境
- ・労働法規および労働市場
- ・会計基礎
- ・就職支援

実技 450時間

- ・安全安心の実習
- ・コミュニケーションの実習
- ・表現(言葉・音楽・造形)の実習
- ・地域とかかわる遊びの実習
- ・地域での子育て支援ビジネスの実習
- ・企業実習
- ・パソコン実習

*交通費および資格取得(任意)に関する費用は受講者の負担となります。

生活支援金が受けられるんですか?

雇用保険を受給できない方でも安心して訓練を受けられるよう、下記の要件を満たす方には、受講期間中、訓練・生活支援給付金が支給されます。(遅刻・欠席・早退等で出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません)。また、それに加えて融資も受けられます。(下記要件参照)。

要件 「訓練・生活支援給付金」

支給額

- ・被扶養者のいる方:月額12万円
- ・それ以外の方:月額10万円

生活支援金
扶養家族のいる方
12万円/月
それ以外の方
10万円/月

対象は、以下のすべてに該当する方です。

- 1.ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- 2.雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- 3.世帯の主たる生計者である方(原則として、申請時点の前年の状況によります)

平成23年9月までに卒業(予定を含む)で就職未定の学生・生徒(中学校、高等学校、高等専門学校、大学(大学院、短期大学を含む等))の方は3の要件は適用しません。

- 4.申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方

前月に高い収入があったとしても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められます。※世帯主の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

- 5.世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

- 6.現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

- 7.過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方

- 8.職業安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

「訓練・生活支援資金融資」

貸付上限額

- ・被扶養者のいる方:月額8万円
- ・それ以外の方:月額5万円

年利3%
融資も受けられます
扶養家族のいる方
8万円/月
それ以外の方
5万円/月

「訓練・生活支援給付金」の支給対象となる方で、「訓練・生活支援給付金」だけでは生活費が不足する方を対象に、労働金庫が窓口となり、審査を行った上で、貸付を行います。

《貸付利率》年利3.0%

返済方法、その他は労働金庫かハローワークにお尋ねください。なお、審査の結果、貸付が受けられないことがありますのでご留意ください。

受講までの手続きは

ハローワーク
手続き
申込み書を受け取る

4/25~6/1
受講申込み
092-761-4346
へ申込み

6/3
選考
面接のみ

6/6
選考結果通知

ハローワーク
受講勧奨通知書
を受ける

6/27~
受講スタート

■詳しくは、居住地を管轄するハローワークへお尋ねください。